

第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会 大会オリジナルグッズ製造・販売業務に関する協定書

第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会（以下「大会」という。）の大会オリジナルグッズ製造・販売の業務に関して、第 46 回全国高等学校総合文化祭東京都実行委員会（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、令和 4 年 7 月 31 日（日）から同年 8 月 4 日（木）にかけて開催される大会において、全国から参加する高校生その他の業務を円滑に実施することを目的とする。

（業務内容）

第 2 条 乙が行う業務内容は、別紙「第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会（とうきょう総文 2 0 2 2）大会オリジナルグッズ製造・販売業務に係る業務仕様書」のとおりとする。

（協定期間）

第 3 条 業務の協定期間は、この協定を締結した日から、業務が完了した旨を甲が乙に通知した日までとする。

（経費の負担）

第 4 条 乙は、業務を遂行するために必要な経費を負担する。

（報告）

第 5 条 乙は、甲の求めに応じて、業務の遂行状況を速やかに報告しなければならない。

（大会の中止）

第 6 条 大会が、天災及び感染症その他やむを得ない事情により中止となった場合、この協定から生じる乙の権利は消滅する。ただし、大会の中止前に乙が果たすべきであった業務については、完了しなければならない。

2 乙は甲に対し、大会中止に伴い生じた損失の補償を請求することはできない。

（協定の解除）

第 7 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この協定の全部又は一部を解除することができる。

（1）期間内にこの協定を履行しない場合又は履行の見込みがないと甲が認めたとき

（2）この協定に定める業務の履行について、不正の行為があったとき

（3）乙が、次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙の役員又はその支店、営業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が、業務の一部を第三者に再委託する場合において、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を業務の一部の再委託契約の相手方とし

ていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(4) その他この協定に違反したとき

(損害賠償)

第8条 乙は、自己の責任に帰すべき事由により、業務の遂行に際して甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 業務の実施に当たり、乙に生じた損害は、甲の責めに帰する理由による場合を除き、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この協定終了後又は解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、本業務の遂行のため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を守らなければならない。

(譲渡の禁止)

第11条 乙は、この協定から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
第46回全国高等学校総合文化祭東京都実行委員会
会長 藤田 裕司

乙 所在
株式会社〇〇
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

乙は、協定書、仕様書等に定める事項のほか、この特記仕様書に従って業務を履行しなければならない。

(個人情報の保護に関する乙の責務)

第1 乙は、この業務の履行に当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、東京都個人情報の保護に関する条例その他関係法令を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この業務終了後も同様とする。

(目的外使用の禁止)

第3 乙は、この業務の履行に当たって甲から提供された個人情報を業務以外の用途に使用してはならない。

(第三者提供の禁止)

第4 乙は、甲から提供された個人情報を第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、この協定に基づく業務を処理するため、甲が貸与する個人情報を含む原票、資料及びその他貸与品等（以下「甲からの貸与品等」という。）を甲の承諾なくして複写及び複製してはならない。甲からの貸与品等及び仕様書等で指定する物件（以下「業務目的物」という。）に記載された個人情報は、すべて甲の保有個人データである。

(個人情報の授受及び管理)

第6 甲及び乙は、甲からの貸与品等の受渡しに当たって、相手方、種類、数量等を確認し、受け取った甲からの貸与品等は、直ちに所定の場所へ格納する等の措置を講じなければならない。

2 乙は、甲からの貸与品等の搬送に当たっては、施錠できる容器を使用し又は厳重な包装を行う等、滅失等を防止する措置を講じなければならない。

3 乙は、甲からの貸与品等及び乙が業務履行のために作成した個人情報を含む記憶媒体については、施錠のできる保管庫又は施錠、入退室管理の可能な保管室に保管する等適正に管理しなければならない。

4 乙は、前三項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報等の管理状況を記録しなければならない。

(事業者の管理体制)

第7 乙は、業務の適性かつ円滑な履行を図るとともに個人情報保護に万全を期するため、業務の履行に当たって使用する乙の管理下の施設において、以下の事項について、管理上必要な措置を講じなければならない。

(1) 業務を処理する施設等の入退室管理

(2) 甲からの貸与品等の使用及び保管管理

(3) 業務目的物、業務目的物の仕掛品及び業務履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等の磁気媒体を含む）の作成、使用及び保管管理

(4) その他、仕様書等で指定したもの

2 乙は、甲からの前項の個人情報の管理体制に係る資料の提出を求められた場合は、直ちに甲に提出しなければならない。

3 乙は、業務の従事者に対し、特記仕様書の理解及び遵守を徹底しなければならない。

(実施調査及び監督等)

第8 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業現場の現地調査を含む乙の個人情報の管理状況の監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 乙は、前項に基づき、甲からの監督実施要求又は作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、甲からの貸与品等を業務履行完了後速やかに甲に返還しなければならない。

2 返還時には、第6第4項に定める個人情報に係る管理記録を併せて提出し報告しなければならない。

らない。

(記録媒体上の情報の消去)

第10 乙は、乙の記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体）上に業務目的物の作成のために保有する一切の情報について、業務履行完了後、すべて確実な方法により消去しなければならない。

2 乙は、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により甲に申し出て、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、消去の際に立会う等して、最終的な確認を行うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この協定書に基づく業務を再委託してはならない。ただし、業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務について、あらかじめ甲の書面による承諾書を得た場合にはこの限りではない。

2 前項ただし書きに基づき、甲に承諾を求める場合は、以下の事項を記載した書面を提出しなければならない。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報については特に明記すること）

キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること）

ク その他、甲が指定する事項

3 この特記仕様書の第1から第10までに定める事項については、乙と同様に再委託先においても遵守するものとし、乙は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

(事故発生のお知らせ)

第12 乙は、業務目的物の納入前に業務目的物の仕掛品、業務履行過程で発生した成果物及び甲からの貸与品等の紛失、滅失及びき損等の事故が生じたときには、速やかにその状況を書面をもって甲に報告しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、漏えい、滅失、き損等した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(甲の解除権)

第13 甲は、乙又は再委託先がこの特記事項に定める事項に違反した場合は、本協定を解除することができる。

2 前項の規定により、協定を解除したことによって甲が被害を被った場合には、甲は乙に損害賠償を請求することができる。ただし、乙は甲にその損失の補償を請求することはできない。

3 第9及び第10の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(損害賠償)

第14 本協定の履行に関し、乙の責に帰すべき事由により本協定に定める条項に違反し、甲又は個人情報の本人に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

(疑義についての協議)

第15 この特記仕様書について疑義等が生じたとき又はこの特記仕様書若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議のうえ定める。